

青森県報

第四千五十九号

平成二十七年
十月十四日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出……………(同) …… 一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林 政 課) …… 二
- 右 同……………(同) …… 二
- 保安林の指定施業要件の変更……………(同) …… 三
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水 産 振 興 課) …… 三
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(会 計 管 理 課) …… 四
- 漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出……………(下 北 地 域 民 局) …… 四

告

示

青森県告示第七百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	行 居宅サービス事業所	廃止の年月日
株式会社 十五番 弘前市大字宮川一丁目一の五	訪問介護	ボケアサポート十五番 弘前市大字宮川一丁目一の五	平成二十七年十月三十一日
社会福祉法人善乃会 十和田市大字深持字南平三二二の四	訪問介護	ヘルパーセンター 十和田市大字深持字南平三二二の四	平成二十七年十月三十一日
社会福祉法人青森振興団 むつ市十二林一の一の二三	通所介護	みちのくサービスセンター むつ市城ヶ沢字砂川目三の四三	平成二十七年十月三十一日

青森県告示第七百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う所	廃止の年月日
社会福祉法人平川市社会福祉協議会 平川市柏木町藤山一六の一	社会福祉法人平川市社会福祉協議会 平川市柏木町藤山一六の一	平成二十七年十月三十一日

青森県告示第七百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第百十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス の 名称	介護予 防サー ビス の 所在地	届出の 年月日	廃止 の 年月日
社会福祉 法人青森 社会福祉 振興団	むつ市十二林一 の二三	介護予 防通所	みちのく 城ヶ沢 アイサ イサー セン ター	むつ市城ヶ沢 字砂川目三 の四三	"	"
社会福祉 法人善乃 会	十和田市大字深 持字南平三二二 の四	介護予 防訪問	ヘルパー システム かよし 荘	十和田市大 字深持字南平三 一の二の 一	二七・八・二七	二七・九・三〇

青森県告示第七百一十一号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町高野山一の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

川内町高野山一の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第七百一十二号

青森県告示第七百一十二号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町川代二二〇の一六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百十三号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

むつ市川内町宿野部穴畑平一の二七三から一の二七六まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更するので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上清水崎一一六の一、一一六の八から一一六の一〇まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称) 下北郡東通村大字尻労字下堀川五 有限会社 加糠漁業部 下北郡東通村大字尻労字下堀川二一の五 有限会社 吉田漁業部	区 域 尻労区域 尻労漁業協同 組合の地区	区 分 さけ・ます定置 漁業
-------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------	----------------------

青森県告示第七百十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十七年九月三十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

青森市妙見三丁目一の一

桜庭 又蔵

青森県告示第七百十七号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	届 出 事 項	期 間	場 所
発起人の住所及び氏名	指定漁船調書の縦覧		

六ヶ所 海水	上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八 木村 常紀 上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五 鳥谷部 信一 上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一一四 小泉 由一	平成二十七年 十月十四日か ら十月二十八 日まで	六ヶ所村海 漁業協同 組合
-----------	------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------	---------------------

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭